

2. 対外活動について

- ・県内外での対外活動（交流戦、合宿等含む）を可とし、その際、届出書の提出は不要とする。
- ・相手方地域の感染状況や活動規制等も把握し慎重に判断すること。
- ・対外活動、合宿等についても団内で十分に協議の上実施すること。

3. 熱中症対策

- ・夏場については、熱中症予防の観点からマスクを外すことを推奨する。（ただし、更衣室、食事、集団での移動を行う場合は、状況に応じてマスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。）

4. その他

- ・食事の際は間隔をあけて黙食とし、会話時はマスクを着用すること。
- ・レクリエーション等を行う場合は、団内で十分に協議の上、合意形成を経てから実施すること。

以上、今後の感染状況によっては、活動制限内容が変更となる場合も想定されるため、変更可能な計画を立てること。引き続き団の活動参加については本人と保護者の判断を尊重すること。

【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課
電話 50-3162(直通) 中屋・西出
メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp
坂井市スポーツ協会
電話 68-0123(直通)
メール sss@s-taikyo.jp 渡辺・林